

令和8年7月18日

保護者各位

武蔵越生高等学校
補助金担当

「奨学のための給付金」申請のご案内

標記の件についてご案内いたします。下記事項をご確認のうえ申請をお進めください。

記

1. 補助対象・申請区分 リーフレット（水色）にてご確認ください。

2. 申請・提出について

書類提出対象	全世帯 申請を希望する世帯：意向確認書＋必要書類を提出 申請を希望しない世帯：意向確認書のみ提出
提出場所	武蔵越生高等学校 事務室 (営業時間) 8:00～17:00 (学校休業日を除く) (電 話) 049-292-3245
提出期限	家計急変世帯：令和8年8月31日(月) 家計急変 <u>以外</u> の世帯：令和8年9月11日(金)
申請方法	必要書類を揃えて学校の事務室に提出してください ※必要書類は別表にてご確認ください。 ※本校に兄弟姉妹が在籍している場合でも、生徒1人につき申請書類が必要になりますので各々の書類をご提出ください。 ※令和8年度に「埼玉県父母負担軽減事業補助金」「奨学のための給付金(早期)」「就学支援金」の申請を行い、申請時に提出をしたことのある書類は <u>再度提出の必要はありません</u> 。(住民票・個人番号等貼付台帳・家計急変・外国籍に関する書類など)
そ の 他	家計急変についての詳細はリーフレットでご確認ください ※定年退職、自己都合退職は対象外です。 ※傷病による離職、休職の場合、その後90日以上就労が困難である場合が対象です。 ※申請から給付金が給付されるまでの間に家計急変事由が解消された場合は受給対象ではなくなります。その際は学校にご連絡ください。

以上

【提出書類について】

※令和8年度に「埼玉県父母負担軽減事業補助金」「奨学のための給付金（早期給付）」「就学支援金」を申請しており、申請時に提出したことのある書類は再度提出の必要はありません。（一般申請・家計急変のすべての書類において共通です）

一般申請世帯（年収約270万円未満（生活保護・非課税）・年収270～380万円・年収380～490万円）

番号	提出書類	対象世帯区分	備考
1	意向確認書	全世帯	・様式右上の日付欄は令和8年7月1日以降を記載。
2	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号）	全世帯	・様式右上の日付欄は令和8年7月1日以降を記載。 ・3ページ分あります。記載漏れのないようご注意ください。
3	委任状（様式第8号）	全世帯	・申請者氏名は保護者名を記入してください。 ・様式右上の日付欄は令和8年7月1日以降を記載。
4	世帯全員の住民票 ・続柄が記載されたもの ・令和8年7月1日以降に発行されたものでマイナンバーが記載されていないもの ・外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの	全世帯	※埼玉県父母負担軽減事業補助金、本補助金の早期申請で提出済の方は今回は提出不要です。
5	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第11号） 又は 生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助） 受給世帯	・福祉事務所長等による証明を受けたもの（福祉事務所等の公印があるもの）を確認すること ・扶助の種類に「生業扶助」の記載があるか確認すること ※埼玉県父母負担軽減事業補助金、本補助金の早期申請で提出済の方は今回は提出不要です。
6	保護者等全員の個人番号カード（写）等貼付台紙	・非課税世帯 ・年収270～380万円相当の世帯及び年収380万円～490万円相当の世帯	※埼玉県父母負担軽減事業補助金、本補助金の早期申請で提出済の方は今回は提出不要です。
7	日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書及び 日本の中学校の結卒業証書の写し又は卒業証明書	生徒の在留資格が「家族滞在」である場合	※就学支援金の申請で提出済の方は提出不要です。
8	制服の再購入に係る誓約書及び証明書（様式第18号）	加算支給対象世帯	・様式の日付欄に、基準日以降の日付が記載されているか確認すること
9	罹災証明書（被災証明書やこれらに類する公的書類）	加算支給対象世帯	・災害等が令和8年1月1日以降に発生しているか確認すること ・市長村長等による証明を受けたもの（市町村長等の公印があるもの）を確認すること

家計急変世帯（失職・休職・離婚・死亡等）

番号	提出書類	家計急変事由			
		失職・廃業	死亡・離婚	傷病による休職	災害等に起因する収入減
1	一般申請と同様（一般申請提出書類1.2.3.4）	全世帯で必要な提出書類（意向確認書・申請書・委任状・住民票） ※ 災害等で制服を喪失・毀損した世帯は、加算支給対象世帯で必要な書類も提出			
2	令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていることを確認する書類	保護者等全員の個人番号カード（写）等貼付台紙 ※ 埼玉県父母負担軽減事業補助金の申請をした方、1年生で本補助金の早期申請をした方は提出不要です。			
3	急変後の収入・所得を証明する書類	○給与所得者：源泉徴収票の写し 又は 勤務先作成の年間給与見込（提出できない場合は、直近3か月分の給与明細の写し） ○個人事業主：令和8年分の確定申告書の写し又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類*1*2			
4	急変事由を証明する書類①	○給与所得者：雇用保険受給資格者証の写し（提出できない場合は、離職票、退職証明書、退職辞令書等の写し） ○個人事業主：破産手続開始通知書、廃業等届出書等の写し	戸籍全部事項証明書（離婚日、死亡日が確認できるもの）	医師による診断書等の写し（90日以上就労が困難な旨記載されているもの） かつ 休職証明書等の写し	収入減が災害等に起因することを証明できるもの*4
5	急変事由を証明する書類②	家計急変事由調査票（要綱様式第15号） ※必要な方はBLENDの添付ファイルからダウンロードをして印刷してください。印刷環境がない方は学校事務室に用紙を取りにきてください。			

*1 税理士又は公認会計士の作成した証明書類については令和9年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税になると想定される旨を証明したもの。
*2 個人事業主の場合、原則、令和8年分の確定申告書の写し、又は税理士若しくは公認会計士の作成した証明書類を提出。
提出ができない場合は、以下の（1）～（3）の書類を全てを揃えてください。
（1）年間収支見込計算表（様式16号）（2）直近3か月分の証ひょう書類（売上台帳等）
（3）令和7年分確定申告書（写し） ・白色申告の場合「申告書第一表」及び「収支内訳表」 ・青色申告の場合「申告書第一表」及び「青色申告決算書」
*3 罹災証明書（被災証明書やこれらに類する公的書類）等。

令和 8 年 7 月 1 日

(宛先)

埼玉県知事

・該当する1つの世帯区分のみにレ印を記入してください。

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

- ☐ ① 生活保護（生業扶助）受給世帯
☒ ② 非課税世帯
☐ ③ 105,500円未満の世帯（年収270～380万円相当の世帯）
☐ ④ 182,500円未満の世帯（年収380～490万円相当の世帯）
☐ ⑤ 家計急変世帯

※ 上記④～⑤について、該当する世帯区分の□にレ印を記入してください。

※ ㉔及び㉕の金額は、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額です。

※ 審査の結果、申請された世帯区分とは異なる世帯区分として給付額が決定される場合があります。

※ 生徒（高校生等）が外国籍の場合、上記の世帯区分に該当しない場合があります。詳細は在籍する学校又は県にお問い合わせください。

(A～Eの全世帯)以下の土壌中の①～⑤について、記入してください。

・内容を確認の上、5項目全てにレ印を記入してください。

①次の5項目を確認の上、全ての□にレ印を記入してください。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ☒ | 本申請書の記載内容は、事実と相違ありません。 |
| ☒ | 本申請書に虚偽の記載があった場合は、埼玉県のために従いその全額を即時返還します。 |
| ☒ | 私（申請者）は、埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。 |
| ☒ | 本申請の対象となる生徒（高校生等）は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。 |
| ☒ | 基準日現在、私（申請者）は、埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第5条の規定に基づき申請します。 |
- ※ 本制度の「基準日」は、原則として、当該年度の7月1日です。

・必要事項を漏れなく記入してください。

事項を記入してください。

申請者 住所等 (保護者等)	〒 000-△△△△	ふりがな	さいたま たろう	
	さいたま市浦和区高砂3-15-1 コーボ学事301号室	申請者氏名 (保護者等)	埼玉 太郎	
	Ⅲa(自宅) ×××-×××-××× Ⅲa(携帯) 000-000-000 ※ 連絡が取れる電話番号を記入してください。	対象生徒 (高校生等) との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人(里親) ☐ 未成年後見人(里親以外) ☐ 主たる生計維持者 ☐ 対象生徒本人 ☐ その他【	

・ 内容を確認の上、該当する片方のみにレ印を記入してください。

レ印を記入してください。

- | | | |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 今年度、奨学のための給付金の早期給付を | ☐ | 申請しています（本県以外に申請した場合も含む）。 |
| | ☒ | 申請していません（申請したが、不支給となった場合も含む）。 |

・必要事項を漏れなく記入してください。

について、必要事項を記入してください。

ふりがな	さいたま じろう	生年月日	昭和	21	年	9	月	1	日
	氏名 埼玉 二郎		平成						
在学する 学校の名称	学校名：私立 ☐ 〇〇高等学校		学年： 2年						
	学校の種類： ☒ 高等学校 ☐ 中等教育学校 ☐ 専修学校 ☐ 各種学校 ☐ 高等専門学校		課程： ☐ 通信制 ☒ 通信制以外						
過去に在学 していた高 等学校等 (卒業・退 学・転学等 の経歴があ る方のみ記 入)	在学期間： 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日	休学期間 (休学許可を受け ている場合)	年	月	日	年	月	日	
	ふりがな	学校の種類・課程	在記学校で給付金を受給した回数						
過去に在学 していた高 等学校等 (卒業・退 学・転学等 の経歴があ る方のみ記 入)	学校名	・休学許可を受けている(いた)方のみ記入してください。		年	月	日まで	☐	☐	☐
	ふりがな	・基準日現在、在学している高等学校等とは別に、過去に在籍し ていた高等学校等がある方のみ記入してください。		金を受給した回数 3回 4回 不					
学校名			☐ ☐ ☐						

・内容を確認の上、2項目両方にレ印を記入してください。

はい。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ☒ | <p>基準日現在、対象生徒は高等学校等就学支援金の受給資格を有しています。</p> <p>※ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）及び高校生等・新修学支援の受給資格を有している場合も上記に該当します。</p> |
| ☒ | <p>今年度、対象生徒分の申請を行い給付金を受給しても、受給上限回数を超えません。</p> <p>※ 受給上限回数は、原則として、全日制の高等学校等に通う高校生等は通算3回、定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回です。</p> |

※ 申請書は3頁あります。全て忘れずに記入してください。

(Aの世帯のみ) 以下の太枠内の⑥について、記入してください。

⑥次の項目を確認の上、□にレ印を記入してください。

以下のとおり、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることを証明する書類を提出します。

□	様式第1号「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることを証明する書類を提出します。」 ・A生活保護（生業扶助）受給世帯のみレ印を記入してください。
---	---

(Eの世帯のみ) 以下の太枠内の⑦について、記入してください。

⑦申請者（保護者等）が扶養している親族全員の情報について、必要事項を記入してください。

続柄	氏 名	生 年 月 日	職業名又は学校名・学年	備考
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

・E家計急変世帯のみ、対象生徒も含め、扶養している親族全員の情報を記載してください。

※ ④で記載した申請対象となる生徒（高校生等）も含めて記入してください。

※ 続柄は、申請者（保護者等）から見たものを記入してください。

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載してこの申請書に添付してください。

(Aの世帯以外) 以下の太枠内の⑧～⑩について、記入してください。

⑧次の2項目を確認の上、全ての□にレ印を記入してください。

□	基準日現在、A（申請者）とB（被扶養者）が同一世帯に在り、かつ、BがAの扶養者と被扶養者の関係にあること。
□	基準日現在、A（申請者）とB（被扶養者）が同一世帯に在り、かつ、BがAの扶養者と被扶養者の関係にあること。

※ ⑧、⑨及び⑩の世帯は、「④及び⑦に記入した者」を「④に記入した者」に読み替えてください。

⑨・B非課税世帯、C105,500円未満の世帯、D182,500円未満の世帯又はE家計急変世帯は、I～IXのうち該当する1つのみにレ印を記入してください。

I	□	今年度に父母負担軽減事業補助金又は奨学のための給付金の早期給付で提出しているため、本申請において個人番号カードの写し等の提出を省略する。 ※ 私（申請者）は、奨学のための給付金の審査のために、在学期間中地方税関係情報等を取得することに同意します。
II	□	親権者（両親）2名分
III	□	親権者1名分 ※ 親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長の場合は、その者を除く。 ※ 基準日現在、親権者の一方が離婚、死別している場合 等
IV	□	未成年後見人（ ）名分 ※ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は全員分） ※ 未成年後見人が、法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は、その者を除く。
V	□	主たる生計維持者2名分 ※ 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
VI	□	主たる生計維持者1名分 ※ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ※ 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
VII	□	対象生徒本人 ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

VIIに該当するが、対象生徒本人が未成年であり、個人番号カードの写し等が提出できない場合

VIII	□	個人番号カードの写し等が提出できないため、（非）課税証明書を提出します。
IX	□	個人番号カードの写し等及び（非）課税証明書を提出できないため下記のとおり宣誓し、書類は提出しません。 所得確認の対象が生徒本人（上記VIIに該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課される収入を得ていません。

⑩次の項目を確認の上、条件を満たしている場合のみ、□にレ印を記入してください。

□	対象生徒が、 ・条件を満たしていない場合は、絶対にレ印を記入しないでください。
---	--

(A～Eの全世帯)以下の太枠内の⑪について、記入してください。

・内容を確認の上、該当する片方だけにレ印を記入してください。

住民票の提出について、以下のとおり申請します。

- I ☐ 「住民票の写し（市町村が基準日（令和8年7月1日）以降に発行したもの。原本。コピー不可。）」を提出します。
※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
- II ☒ 今年度（令和8年度）に父母負担軽減事業補助金又は奨学のための給付金の早期給付で住民票を提出し、かつ当該提出時から基準日（令和8年7月1日）までの間に住所変更がなかったことを宣誓します。
そのため、住民票の写しを提出しません。

(A～Eの全世帯)以下の太枠内の⑫について、記入してください。

・内容を確認の上、該当する片方だけにレ印を記入してください。

高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- I ☐ 日本国
- II ☒ 日本国以外

・上記⑫でII「日本国以外」を選択した場合のみ、内容を確認の上、該当する1つのみにレ印を記入してください。

記入してください。

⑬A～Eの全世帯)以下の太枠内の⑬について、記入してください。また、必要事項を記入してください。

高校生等本人の国籍及び在留資格

- I ☐ 特別永住者
- II ☐ 永住者
- III ☐ 日本人の配偶者等
- IV ☐ 永住者の配偶者等
- V ☐ 定住者
- VI ☒ 家族滞在
- VII ☐ 上記以外の在留資格（留学等）

・Ⅲ～Ⅶを選択した場合のみ、

右側の必要事項（在留期間（満了日）等）を記入してください。

在留期間（満了日）	（西歴）	年	月	日
在留期間（満了日）	（西歴）	年	月	日
日本国に永住する意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）			
在留期間（満了日）	（西歴）	2030年	3月	31日
日本国の小学校の卒業の有無等	☒ 卒業した ☐ 卒業していない			
小学校名	〇〇市立××小学校			
所在地	埼玉 都・道・府（県）			
日本国の中学校の卒業の有無等	☒ 卒業した ☐ 卒業していない			
中学校名	私立△△中学校			
所在地	埼玉 都・道・府（県）			
日本国で就労する意思の有無	☒ はい（あり） ☐ いいえ（なし）			
在留期間（満了日）	（西歴）	年	月	日

・上記⑬でVI「家族滞在」を選択し、かつ日本国で就労する意思の有無について「はい」を選択した場合のみ、内容を確認の上、レ印を記入し、該当する書

ください。

ください。

- ・⑬VIで日本国の小学校及び中学校を「卒業した」にレ印を付けた
- ・⑬VIで日本国で就労する意思の有無について「はい」にレ印を付けた

- I ☒ 「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を提出します。
- II ☒ 「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を提出します。